



十六銀行

証券コード：8356

第242期 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時：平成29年6月23日(金曜日)
午前10時

場所：岐阜市神田町8丁目26番地
十六銀行本店3階会議室

目次	■ 株主総会招集ご通知	1
	■ 株主総会参考書類	6
	第1号議案 剰余金処分の件	
	第2号議案 株式併合の件	
	第3号議案 取締役9名選任の件	
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
	添付書類	
	■ 事業報告	18
	■ 計算書類	34
	■ 連結計算書類	36
	■ 監査報告書	38

証券コード8356
平成29年6月2日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 十 六 銀 行
取締役頭取 村 瀬 幸 雄

第242期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当行は、本年10月に迎える創立140周年を一つの節目としつつ、一層の企業価値の向上に邁進してまいり所存であります。

さて、当行第242期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。お手数ながら「株主総会参考書類」（6頁～17頁）をご検討くださいますと、「議決権行使についてのご案内」（3頁～5頁）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所	岐阜市神田町8丁目26番地 十六銀行本店3階会議室
3. 目的事項	<p>■ 報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">第242期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件第242期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 <p>■ 決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

以 上

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

当行ホームページ

<http://www.juroku.co.jp/>

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意願います。なお、介添が必要な場合には、事前にご連絡（☎ 0120-300-716）くださればご相談させていただきます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を **当行ホームページ** (<http://www.juroku.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成29年6月23日(金)
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

平成29年6月22日(木)
午後5時30分到着

インターネット



当行指定の議決権行使サイト

▶ <http://www.evote.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月22日(木)
午後5時30分まで

▶ 詳細は次ページ以降をご覧ください

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



当行指定の議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>

▶ アクセス手順は次ページをご覧ください

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権
行使期限

平成29年6月22日(木) 午後5時30分まで

🔑 パスワードのお取扱いについて

- お送りいたしました議決権行使書記載のパスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れてたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。
- ご不明な点につきましては、ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行  0120-173-027）へお問い合わせください。

! ご注意

- ▶ インターネットによる議決権行使は、ファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、ログイン・パスワードの入力



パソコン画面

議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使サイトについてのご注意点

1 議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主さまには、同サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

2 通信費用等について

パソコンまたはスマートフォン、携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

* 機関投資家のみさまへ：株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当行は金融取引を巡るリスクが多様化するなかにあつて財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。この基本方針に基づき、当期末の配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の中間配当金につきましては、1株につき3円50銭をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき7円となります。

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式1株につき金3円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,308,034,486円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月26日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、強固な経営体質の構築と競争力の維持向上をはかるため、繰越利益剰余金から別途積立金に積み立てるものであります。

1	増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	6,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	6,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、当行株式を株主さまに安定的に保有いただくことや、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合を実施するものであります。

2 株式併合の内容

1	併合の割合	当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。 なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。
2	株式併合の効力発生日	平成29年10月1日
3	株式併合の効力発生日における発行可能株式総数	4,600万株
4	その他	端数株式の処分方法など、その他必要事項につきましては、当行取締役会にご一任願いたいと存じます。

（ご参考）

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部の変更の決議を経ずに、平成29年10月1日付けで定款の変更の効力が発生します。なお、変更の内容は次のページのとおりであります。

(下線___は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">略</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>4 億 6,000万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>4,600 万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

第3号議案 ▶ 取締役9名選任の件

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	再任 村瀬 幸雄	取締役頭取
2	再任 池田 直樹	取締役副頭取
3	再任 太田 裕之	取締役常務執行役員
4	再任 ひろ廣 せ瀬 公雄	取締役常務執行役員
5	再任 あき秋 ば葉 かず和 ひと人	取締役常務執行役員営業統括本部長
6	新任 しら白 き木 ゆき幸 やす泰	常務執行役員愛知営業本部長
7	再任 みず水 の野 とも友 のり範	取締役執行役員監査部長
8	再任 よし吉 だ田 ひとし均	社外取締役 独立役員
9	再任 たか高 まつ松 やす泰 はる治	社外取締役 独立役員

1	再任	むら せ ゆき お 村 瀬 幸 雄	(昭和31年12月23日生)	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
				79,000株	11/11回

■ 略歴、地位および担当

昭和54年 4月 当行入行
 平成 6年 2月 同 名古屋駅前支店長
 平成10年 4月 同 人事部長
 平成16年 6月 同 常務取締役
 平成21年 6月 同 専務取締役
 平成25年 9月 同 取締役頭取
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

岐阜商工会議所会頭

■ 取締役候補者とした理由

取締役頭取として、経営の重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に対する監督などにおいて適切かつ確な役割を果たしてきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

村瀬幸雄と当行との間に特別の利害関係はありません。

2	再任	いけ だ なお き 池 田 直 樹	(昭和32年4月4日生)	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
				26,000株	11/11回

■ 略歴、地位および担当

昭和55年 4月 当行入行
 平成20年 6月 同 取締役名古屋支店長
 平成24年 4月 同 取締役名古屋営業部長
 平成25年 6月 同 常務取締役事務部長
 平成25年 9月 同 常務取締役
 平成26年 6月 同 取締役副頭取
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役副頭取として、頭取を補佐し、経営の重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に対する監督などにおいて適切かつ確な役割を果たしてきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

池田直樹と当行との間に特別の利害関係はありません。

3	再任	お 太 (昭和35年4月3日生)	た 田	ひろ 裕	ゆき 之	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
						26,000株	11/11回

■ 略歴、地位および担当

昭和58年4月 当行入行
 平成22年6月 同 取締役秘書役
 平成25年6月 同 取締役豊田支店長
 平成26年4月 同 取締役営業統括部部长
 平成26年6月 同 常務取締役営業統括部部长
 平成28年6月 同 取締役常務執行役員
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、経営企画業務および経営管理業務等の統括に当たってきたほか、法人業務、国際業務の経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

太田裕之と当行との間に特別の利害関係はありません。

4	再任	ひろ 廣	せ 瀬	きみ 公	お 雄	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
						9,242株	10/11回

■ 略歴、地位および担当

昭和57年4月 当行入行
 平成22年4月 同 コンプライアンス統括部長
 平成23年9月 同 執行役員コンプライアンス
 統括部長
 平成25年6月 同 取締役名古屋営業部長
 平成26年6月 同 取締役本店営業部長
 平成28年6月 同 取締役常務執行役員
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、審査業務およびリスク管理業務等の統括に当たってきたほか、本店営業部長をはじめとする主要営業店長を歴任してきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

廣瀬公雄と当行との間に特別の利害関係はありません。

5	再任	あき	ば	かず	ひと	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		秋	葉	和	人	21,791株	11/11回
(昭和34年6月16日生)							

■ 略歴、地位および担当

昭和58年4月 当行入行
 平成22年6月 同 多治見支店長
 平成24年6月 同 執行役員多治見支店長
 平成24年10月 同 執行役員経営企画部長
 平成26年6月 同 取締役経営企画部長
 平成28年6月 同 取締役常務執行役員
 営業統括本部長
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として、法人業務および個人業務等の統括に当たってきたほか、経営企画業務、国際業務および主要営業店長としての経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

秋葉和人と当行との間に特別の利害関係はありません。

6	新任	しら	き	ゆき	やす	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		白	木	幸	泰	2,610株	— 回
(昭和38年1月7日生)							

■ 略歴、地位および担当

昭和60年4月 当行入行
 平成20年1月 同 名古屋駅前支店副支店長
 平成22年4月 同 羽島支店長
 平成24年3月 同 各務原支店長
 平成26年6月 同 執行役員一宮支店長
 平成28年6月 同 常務執行役員愛知営業本部長
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

常務執行役員愛知営業本部長として、愛知県内店舗の統括に当たってきたほか、主要営業店長としての経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

白木幸泰と当行との間に特別の利害関係はありません。

7	再任	みず の 水 野 友 範 （昭和35年8月4日生）	のり	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
				21,155株	9/9回

■ 略歴、地位および担当

昭和58年 4月 当行入行
 平成20年 6月 同 名古屋支店副支店長
 平成24年 4月 同 名古屋営業部副部長
 平成24年10月 同 多治見支店長
 平成26年 6月 同 執行役員多治見支店長
 平成28年 6月 同 取締役執行役員監査部長
 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

取締役執行役員監査部長として、監査業務の統括に当たってきたほか、主要営業店長としての経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

水野友範と当行との間に特別の利害関係はありません。

8	再任	よし だ 吉 田 （昭和22年1月5日生）	ひとし 均	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
	社外取締役 独立役員			0株	11/11回

■ 略歴、地位および担当

昭和44年 4月 中部電力株式会社入社
 平成 9年 7月 同 法務部部長
 平成11年 7月 同 支配人審査部長
 平成15年 6月 同 監査役
 平成19年 6月 同 常任監査役
 平成23年 6月 同 顧問
 現在に至る
 平成26年 6月 当行取締役
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

中部電力株式会社 顧問
 トヨタ紡織株式会社 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

民間企業で法務部門の責任者や監査役を務め、豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

吉田均氏と当行との間に特別の利害関係はありません。
 取締役候補者吉田均氏が顧問を務める中部電力株式会社は、当行と経常的な取引を行っています。

（注）吉田均氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会最終の時をもって3年となります。

9	再任	たか	まつ	やす	はる	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
	社外取締役 独立役員	高	松	泰	治	0株	11/11回
(昭和26年4月24日生)							

■ 略歴、地位および担当

昭和49年 4月 明治生命保険相互会社入社
 平成14年 7月 同 取締役企画部長
 平成16年 1月 明治安田生命保険相互会社
 執行役員名古屋本部長
 平成17年 4月 同 常務執行役員名古屋本部長
 平成17年12月 同 常務執行役員資産運用部門長
 平成18年 4月 同 副社長執行役員資産運用部門長
 平成18年 7月 同 取締役執行役員副社長資産運用
 部門長
 平成24年 7月 明治安田システム・テクノロジー
 株式会社代表取締役会長
 平成27年 6月 当行取締役
 現在に至る
 平成28年 4月 明治安田生命保険相互会社顧問

■ 社外取締役候補者とした理由

金融機関経営者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

高松泰治氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

(注) 高松泰治氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 吉田均氏および高松泰治氏は17ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした社外取締役候補者であります。また、両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
社外取締役候補者である吉田均氏、高松泰治氏は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、本総会において各社外取締役候補者が再任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本決議の効力は、当行定款の定めにより、2年後の定時株主総会開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

社外監査役 独立役員(予定)	お 小 がわ 川 あき 晶 つゆ 露 (昭和46年7月3日生)	所有する当行の株式の数	取締役会への出席状況
		0株	—
			監査役会への出席状況
			—

■ 略歴、地位および担当

- 平成12年4月 弁護士登録(埼玉県)
清水総合法律事務所所属
- 平成17年10月 弁護士登録(愛知県)
- 平成20年10月 弁理士登録
- 平成21年4月 啓明法律事務所所属(パートナー)
- 平成25年5月 弁護士法人さくら合同さくら国際
特許法律事務所(パートナー)
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士法人さくら合同さくら国際特許法律事務所(パートナー)
- 名古屋商科大学院MBA課程准教授

■ 社外監査役候補者とした理由

- 弁護士・弁理士として活躍されており、その経験や見識から、取締役の職務執行の適法性等に関する監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できるため、当行監査役として適任と判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

■ 特別の利害関係

- 小川晶露氏と当行の間に重要な利害関係はありません。

- (注) 1. 小川晶露氏は17ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者の選任が承認され、監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
 当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
 当行の社外監査役は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、小川晶露氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【独立性判断基準】

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の判断基準として、当行が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、以下の基準を定める。

1. 次のいずれかに該当する者は、独立性の要件を満たしていない者とする。
 - (1) 当行に対する売上高が直近事業年度の連結売上高の2%以上となる者
 - (2) 当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ仮に当該融資を直ちに回収した場合に事業の継続に深刻な影響を及ぼすなど、当行の融資方針の変更により甚大な影響を与える者
 - (3) 当行の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合が5%を超える者
 - (4) 当行から過去3年平均で年間1千万円以上の金銭その他の財産を役員報酬以外に受領した者
2. 前項の規定にかかわらず、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、独立性を認めることができる。
3. 第1項の「者」が法人等である場合には、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する当該法人等の業務執行者をいう。

以上

1 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、金融等デリバティブ取引業務、附帯業務を営み、地域の金融パートナーとして、多様な商品・サービスを提供しております。

ロ. 金融経済の環境

当期のわが国経済は、金融緩和政策が継続するなか、世界経済の緩やかな回復を背景に輸出、生産での持ち直しの動きがみられ、企業収益の改善が進みました。また、労働需給の引締りを起因として雇用者所得は回復基調となりましたが、個人消費の伸びは脆弱なものとなり、景気は緩やかな回復にとどまりました。

当行の主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましては、設備投資が堅調に推移しましたほか、雇用・所得環境の改善傾向が続き、景気の下支えとなりました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした状況のなか、当行は、平成26年4月よりスタートさせました「第13次中期経営計画～All For Your Smile ころろにひびくサービスを～」の最終年度として、徹底したお客さま志向のもと、お客さまを起点とするサービスの品質向上や地域密着型金融のさらなる推進などに取り組んでまいりました。

株主のみならずお客さまのご支援のもと、全役職員が一致協力し業務に邁進した結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

(預金等(譲渡性預金含む))

預金等につきましては、低コストかつ長期安定的

な資金の調達に努めるとともに、個人を中心に資産運用ニーズの高まりや多様化に的確にお応えし、投資信託、年金・終身保険、公共債等投資型商品の増強に努めました。

この結果、平成29年3月末の預金等残高は、個人・法人預金の増加を主因に、前期比1,184億円増加し5兆4,686億円となりました。また、個人預り資産残高は、前期比671億円増加し4兆3,444億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、地元企業、特に中小企業の資金需要に積極的に応えするとともに、住宅ローンを中心とする個人ローンの取扱いに努めました。

この結果、平成29年3月末の貸出金残高は、前期比969億円増加し4兆404億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、国債、地方債等の引受、購入のほか、相場環境を注視しつつ、資金の効率的運用のための債券等の売買を行いました。

この結果、平成29年3月末の有価証券残高は、前期比4,529億円減少し1兆3,429億円となりました。

商品有価証券残高は、前期比4億円減少し7億円となりました。

(国際業務)

国際業務につきましては、貿易取扱高が輸出・輸入ともに増加した結果、外国為替取扱高は、前期比1億41百万ドル増加し、34億2百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、国債等債券売却益の増加に加え、貸倒引当金戻入益を計上したことなどから、前期比110億31百万円増加し999億72百万円となりました。

経常費用は、預金利息が減少したものの、国債等

債券売却損の増加を主に、前期比180億92百万円増加し879億74百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比70億60百万円減少し119億98百万円となり、当期純利益は前期比30億94百万円減少し91億82百万円となりました。

(店舗網)

店舗につきましては、「ACTIVE G JR岐阜駅 外貨両替ショップ」、「高山駅前 外貨両替ショップ(駅前中央通り出張所)」、「リソラ大府出張所」を開設し、国内148本支店・12出張所・1付随業務取扱事務所、海外4駐在員事務所となりました。また、老朽化した高山支店を建て替えると同時に高山駅前支店を高山支店の新店舗内に移転させ、店舗内店舗方式による営業を開始したほか、本郷支店を新築移転しました。

住宅ローン等の相談業務を行うローンサービスセンターにつきましては、当期中に異動はなく、19か所であります。

店舗外現金自動設備につきましては、6か所を設置し、4か所を廃止した結果、260か所となりました。

ATMネットワークにつきましては、三菱東京UFJ銀行・名古屋銀行・百五銀行・愛知銀行・岐阜県下JA・岐阜県内6信用金庫など、15の金融機関と無料相互開放を実施しております。また、セブン銀行・イーネット・イオン銀行・ゆうちょ銀行との提携を実施し、平成29年3月には新たにローソンATMとの提携を開始しました。

二. 当行が対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境をみますと、他業態を含めた競争の熾烈化に加え、低金利政策による利鞘の縮小など、経営環境は一層厳しさを増しています。また、地域経済は人口減少や少子高齢化の進展という構造的な課題を抱えており、将来的な市場規模の縮小が懸念されています。こうした状況を背景

として、地域金融機関には、「お客さま本位」の良質なサービスを提供することによって、お客さまおよび地域経済の成長・発展に寄与していくことが強く求められています。

かかる課題に対し当行は、本年4月より、平成29年度から平成31年度までの3か年を計画期間とする「『第14次中期経営計画』All For Your Smile ところにひびくサービスを～2nd Stage～」をスタートさせました。本計画では、「エンゲージメント1st」を行動基軸とし、6つの基本戦略である「お客さまとの接点の拡大および期待を上回る提案力の発揮」、「地域の課題への主体的な関与」、「地域別戦略」、「資金運用力の向上」、「競争を勝ち抜くための経営効率向上」、「行員一人ひとりの活躍支援」に取り組み、「お客さまおよび地域経済の成長への貢献」と「地域を支えるため安定性・持続性のある収益構造」が好循環するビジネスモデルへの変革をはかってまいります。

こうした取組みを通じて、「お客さまから必要とされ、お客さまとともに成長する金融グループ」を目指し、一層の企業価値の向上に邁進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

② 財産及び損益の状況

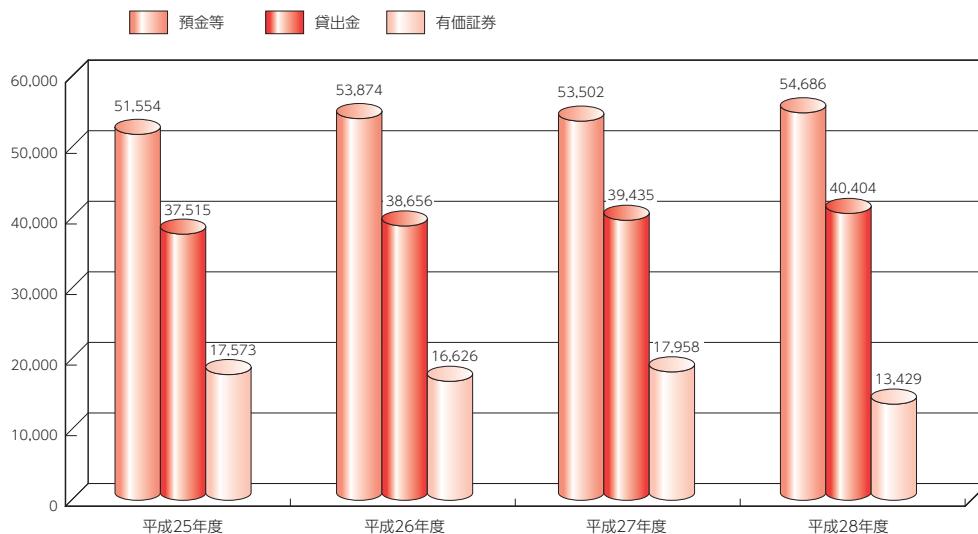
(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	50,372	52,399	52,606	53,525
定期性預金	25,897	26,090	25,085	23,882
その他	24,475	26,309	27,520	29,642
社 債	100	100	100	100
貸 出 金	37,515	38,656	39,435	40,404
個人向け	11,151	11,950	12,962	13,928
中小企業向け	16,173	16,078	16,379	16,827
その他	10,190	10,627	10,093	9,648
商品有価証券	10	14	11	7
有 価 証 券	17,573	16,626	17,958	13,429
国 債	5,388	6,124	5,880	4,456
その他	12,185	10,501	12,078	8,973
総 資 産	56,926	60,329	61,622	59,867
内国為替取扱高	360,511	362,969	344,963	334,734
外国為替取扱高	百万ドル 3,269	百万ドル 3,330	百万ドル 3,261	百万ドル 3,402
経 常 利 益	百万円 18,447	百万円 34,910	百万円 19,058	百万円 11,998
当 期 純 利 益	百万円 12,353	百万円 21,487	百万円 12,276	百万円 9,182
1株当たり当期純利益	円 銭 32.46	円 銭 56.96	円 銭 32.85	円 銭 24.57

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

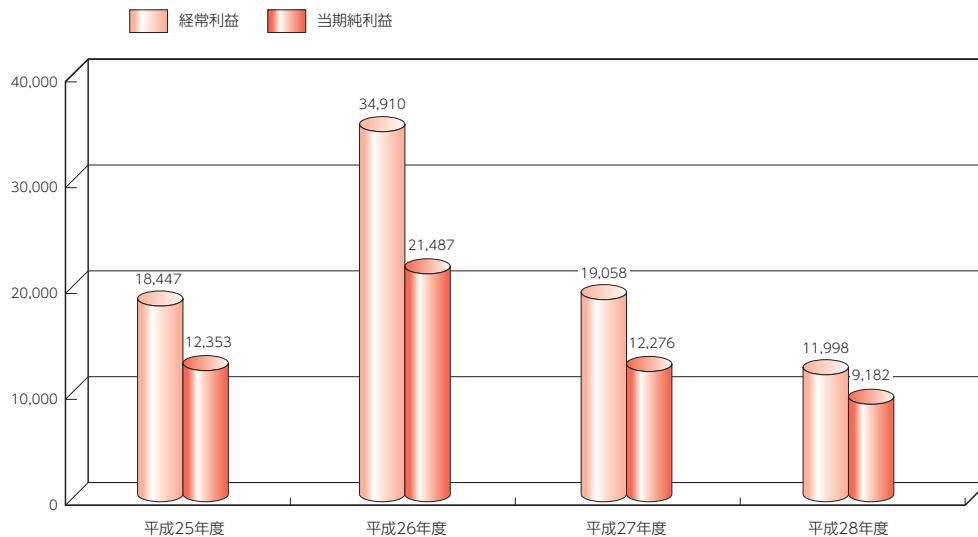
預金等・貸出金・有価証券の推移

(単位：億円)



経常利益・当期純利益の推移

(単位：百万円)



③ 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,291人	3,344人
平 均 年 齢	40 年 1 月	39 年 8 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 1 月	16 年 8 月
平 均 給 与 月 額	387千円	386千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

④ 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
岐 阜 県	105 店 うち出張所 (11)	104 店 うち出張所 (10)
愛 知 県	52 (1)	51 (ー)
三 重 県	1 (ー)	1 (ー)
東 京 都	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
合 計	160 (12)	158 (10)

- (注) 上記のほか、当年度末において付随業務取扱事務所を1か所、海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を260か所（前年度末258か所）、そのほかに、イーネット参加銀行と共同で13,499か所（前年度末13,436か所）、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で21,694か所（前年度末20,728か所）、ローソン・エイティエム・ネットワークスとの新たな提携により共同で11,874か所の店舗外現金自動設備を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
駅前中央通り出張所	岐阜県高山市花里町6丁目29番地
リソラ大府出張所	愛知県大府市柘山町1丁目175番地の1

- (注) 1. 当年度において付随業務取扱事務所をACTIVE G JR岐阜駅 外貨両替ショップ（岐阜県岐阜市）の1か所新設いたしました。
 2. 当年度において店舗外現金自動設備を駅前中央通り（岐阜県高山市）、アピタ大府店（愛知県大府市）、白土フランテ館（名古屋市長区）、フィール福岡店（愛知県岡崎市）、市立恵那病院（岐阜県恵那市）、イオンモール長久手（愛知県長久手市）の6か所新設いたしました。
 また、イーネット参加銀行と共同で818か所、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で1,887か所の店舗外現金自動設備を新設し、ローソン・エイティエム・ネットワークスとの新たな提携により共同で11,874か所の店舗外現金自動設備を設置いたしました。

⑤ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,526
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
高山支店新築移転	569
本郷支店新築移転	122

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
十六ビジネスサービス株式会社	岐阜市中竹屋町34番地	事務受託業務	昭和54年 1月16日	百万円 10	100.00 %	—
株式会社十六総合研究所	岐阜市神田町7丁目12番地	調査・研究 業務	平成25年 6月28日	50	100.00	—
株式会社十六カード	岐阜市神田町7丁目12番地	クレジット カード業務	昭和57年 8月13日	55	28.69	—
十六リース株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	リース業務	昭和50年 3月11日	102	36.28	—
十六コンピュータサービス株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	コンピュータ 関連業務	昭和60年 8月1日	245	19.03	—
十六信用保証株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	信用保証業務	昭和54年 5月23日	58	38.03	—

(注) 1. 当行の連結対象子会社等は、上記6社であります。

当期の連結経常収益は125,796百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10,036百万円であります。

2. 子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

⑦ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑧ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員状況

（平成28年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
村瀬 幸雄	(代表取締役) 取締役頭取	岐阜商工会議所 会頭	
池田 直樹	(代表取締役) 取締役副頭取 (秘書室 担当)		
太田 裕之	取締役常務執行役員 (経営管理部・経営企画部・業務改革部 担当)		
森 健二	取締役常務執行役員 (お客さまサービス部・市場証券部・事務部 担当)		
廣瀬 公雄	取締役常務執行役員 (融資部・企業支援部・リスク管理部・コンプライアンス部・監査部 担当)		
秋葉 和人	取締役常務執行役員営業統括本部長 (営業統括本部・個人営業部・法人営業部・公務営業部・海外サポート部・愛知営業本部 担当)		
水野 友範	取締役執行役員監査部長		
吉田 均	取締役 (社外取締役)	中部電力株式会社 顧問 トヨタ紡織株式会社 社外監査役	(注) 1
高松 泰治	取締役 (社外取締役)	明治安田生命保険相互会社 顧問	(注) 1、2
佐々木 彰憲	常勤監査役		
岩田 浩二	常勤監査役		
堀 雅博	監査役 (社外監査役)	堀法律事務所 弁護士 地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院 監事	(注) 1
河野 英雄	監査役 (社外監査役)	名古屋鉄道株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役 愛知製鋼株式会社 社外監査役	(注) 1

- (注) 1. 取締役吉田均氏および高松泰治氏ならびに監査役堀雅博氏および河野英雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役高松泰治氏は、平成29年3月31日付で明治安田生命保険相互会社の顧問を退任しております。

② 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	13人	343 (88)
監 査 役	7人	48 (—)
計	20人	391 (88)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月24日開催の第241期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、監査役3名を含んでおります。
2. 使用人兼務取締役の使用人としての報酬等23百万円（うち賞与11百万円）は、上記の報酬等に含まれておりません。
3. 報酬等の（ ）内は、確定金額報酬以外の金額（内書き）であります。
4. 確定金額報酬は、平成25年6月27日開催の第238期定時株主総会において、取締役は年額330百万円以内、監査役は年額80百万円以内と決議されております。
5. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬60百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬28百万円を含めております。なお、業績連動型報酬の報酬枠（当期純利益水準に応じて最大100百万円）および株式報酬型ストック・オプションの報酬枠（年額80百万円以内）は、平成25年6月27日開催の第238期定時株主総会において決議されております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 吉 田 均	会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。
(社外取締役) 高 松 泰 治	
(社外監査役) 堀 雅 博	
(社外監査役) 河 野 英 雄	

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
(社外取締役) 吉田 均	中部電力株式会社 顧問 トヨタ紡織株式会社 社外監査役
(社外取締役) 高松 泰治	明治安田生命保険相互会社 顧問
(社外監査役) 堀 雅博	堀法律事務所 弁護士 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 監事
(社外監査役) 河野 英雄	名古屋鉄道株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役 愛知製鋼株式会社 社外監査役

- (注) 1. 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、社外取締役吉田均氏が兼職している中部電力株式会社およびトヨタ紡織株式会社と当行の間には、一般の取引と同様の条件による貸出取引があります。社外監査役河野英雄氏が兼職している名古屋鉄道株式会社および愛知製鋼株式会社と当行の間には、一般の取引と同様の条件による貸出取引があります。
2. 社外取締役高松泰治氏は、平成29年3月31日付で明治安田生命保険相互会社の顧問を退任しております。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
(社外取締役) 吉田 均	平成26年6月27日 ～ 平成29年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	民間企業での法務部門の責任者および監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外取締役) 高松 泰治	平成27年6月19日 ～ 平成29年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	金融機関経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外監査役) 堀 雅博	平成24年6月22日 ～ 平成29年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回すべてに出席しました。	弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識から、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外監査役) 河野 英雄	平成28年6月24日 ～ 平成29年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち在任期間中の9回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち在任期間中の9回すべてに出席しました。	民間企業での経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が2回ありました。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

報酬等の合計	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
	5人	21	—

- (注) 上記には、平成28年6月24日開催の第241期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

④ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

① 株式数	発行可能株式総数	460,000千株
	発行済株式の総数	379,241千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	20,254名
-----------	---------

③ 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	25,119 ^{千株}	6.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	17,218	4.60
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	12,338	3.30
十六銀行従業員持株会	10,359	2.77
フジパンググループ本社株式会社	9,597	2.56
明治安田生命保険相互会社	9,255	2.47
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	7,915	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,530	2.01
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	6,010	1.60
東京海上日動火災保険株式会社	5,920	1.58

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(5,517千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 小暮和敏 指定有限責任社員 神野敦生	65	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠などが適切であるかについて確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。

- (注) 1. 上記監査法人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、72百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保する体制

当行は、当行の業務ならびに当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しております。

① 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、「基本方針」において、「金融機関としての公共的使命を遂行することによって地域社会に奉仕すること」、「広い視野に立ち、つねに合理性を貫き堅実な経営により発展をはかること」を定めている。
- ② 当行の取締役および執行役員は、これを履行および実践するため、「倫理規程」、「コンプライアンス方針」をはじめとする各種の規程を定め、これらの規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための態勢を整備する。
- ③ 当行子会社は、各社の事業内容、規模等に応じて定める「基本方針」および「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」を定め、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動する。

② 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報および文書（含、電磁的記録）の取扱いに関する規程を定め、実施および管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。

また、取締役および監査役が、必要な時にこれらの情報および文書等を閲覧することができる体制を確保する。

③ 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、リスク管理を経営の健全性および安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理規程」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、当行および当行子会社にかかるリスクを網羅的および統括的に管理する。これらの規程に従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。主要なリスクについては、定期的に第三者による外部評価を取得し、不断にその改善をはかる。
- ② 当行は、リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、リスク管理の実効性を確保する。また、頭取を議長とする統合リスク管理会議およびリスク統括部署の担当取締役を議長とするオペレーショナル・リスク管理会議等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にまたは必要に応じて随時、取締役会に報告または付議する。
- ③ 当行において管理すべきリスクは次のとおりとし、新たに認識したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応する部署を定める。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、その他経営に重大な影響を与えるリスク
- ④ 当行子会社は、リスク管理委員会を設置のうえ、リスクを適正かつ統合的に管理するものとし、リスク管理上問題がある事案を当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門

は、当行子会社のリスク管理状況等を把握すべく監査を実施する。

④ 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の職務の執行は、「基本方針」および「行動指針」を機軸とし、経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行う。
- ② これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
- ③ 当行において取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役付取締役等で構成する経営会議の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じて下位者に対する適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかることとする。
- ④ 当行は、当行子会社との連携を強化し、情報共有を促進するなかで、諸問題の効率的な解決をはかるため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- ⑤ 当行は、トップマネジメント、組織およびリスク管理等に関する規程を定め、当行子会社にこれらに準拠した態勢を効率的に構築させるため、必要な情報提供を行う。

⑤ 当行および当行子会社の使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理規程」および「コンプライアンス方針」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、頭取を議

長とするコンプライアンス会議を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。

- ② 当行子会社は、コンプライアンス委員会を設置のうえ、社内コンプライアンス態勢を適切に管理および運営するものとし、コンプライアンス違反事案については当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社の法令等遵守態勢等につき監査を実施する。
- ③ 当行および当行子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見および未然防止に努める。

⑥ 当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行を中核とする企業集団における適正な業務運営を確保するため、当行子会社との間で内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が業務監査を行う。当行役職員を当行子会社の役員に就任させるなど当行子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監督する。
- ② 当行と当行子会社との間における不適切な取引等を防止するため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- ③ 当行子会社との取引等にあたっては、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないか検証する。
- ④ 内部通報制度を当行および当行子会社全体での制度とし、当行子会社の職員等からの通報および相談も可能とする体制とする。
- ⑤ 当行を中核とする企業集団における財務報告の信頼性を確保するための態勢を整備する。

7 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行は、当行子会社に役員を派遣し、当行子会社の取締役会において、職務の執行の状況に係る報告を受ける。
- ② 当行は、当行が定める「グループ会社管理規程」に基づき、当行子会社の業務内容を的確に把握するため、定期的または必要に応じて随時、協議または報告を求める。
- ③ 当行子会社の統括部署および主管部署は、当行子会社の状況を適時適切に把握し、重要と認める事項については、すみやかに当行経営陣に報告するとともに、所要の対応を行う。

8 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査役会の意見を聴取して決定する。

9 前8の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動および考課等については、監査役会の同意を必要とする。また、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

10 当行および当行子会社の役職員が当行の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

当行および当行子会社の役職員ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役会および各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。この報告および情報提供

に係る主なものは次のとおりとする。

- ① 当行の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ② 当行子会社の活動状況
- ③ 当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ④ 当行の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ⑤ 業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
- ⑥ 重大な法令違反等
- ⑦ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑧ 稟議書等ならびに主要な会議および委員会等の議事録の回付
- ⑨ その他監査役が必要と認めた事項

11 前10の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および当行子会社は、前10の報告者に対して、報告等を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに報告者に対して不利な取扱いが行われないよう適切に対応する。

12 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役が職務の執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

13 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的会合を持ち、経営上の諸問題や監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を行い、監査の実効性が確保できるよう協力する。

7 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備およびその適切な運用に努めております。当事業年度（第242期）における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス態勢

当行は、コンプライアンスが適切に実践されているかどうかの確認、審議または指示等を行うため、取締役会の諮問機関であるコンプライアンス会議（13回）を開催し、審議内容について取締役会に報告しております。当行子会社においては、原則として3か月に1回、コンプライアンス委員会を開催し、自社の取締役会に報告するほか、自社において発生した不祥事案等を適時適切に当行に報告しております。

② リスク管理体制

当行は、統合リスク管理会議（8回）および統合リスク管理委員会（14回）ならびにオペレーショナル・リスク管理会議（2回）を開催し、リスクの状況および管理状況について取締役会に報告しております。また、当行子会社においては、リスク管理委員会を原則として3か月に1回定期的に開催し、リスク管理の状況等について、自社の取締役会に報告するほか、リスク管理上問題がある事案を適時適切に当行に報告しております。

③ 取締役の職務執行の適正性および効率性の確保

当行は、当事業年度において、取締役会（13回、内みなし決議2回）を開催するほか、取締役会の権限委譲による決定機関として設置する経営会議（36回、内みなし決議5回）を開催しております。

④ グループにおける業務の適正性の確保

当行は、当行子会社との連携を強化し、業務内容を的確に把握するため、当行子会社各社との情報交換会（12回）を定期的で開催するほか、諸問題の効率的な解決をはかるため、当行経営陣と当行子会社代表者との意見交換会（3回）を開催しております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保

当行は、代表取締役と監査役との定例会合（3回）を開催し、経営上の諸問題または監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を実施しております。

第242期末(平成29年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額
現金預け	486,175
現金	60,391
預け	425,784
商品有価証券	790
商品有価証券	745
商品有価証券	44
金銭の信託	7,007
有価証券	1,342,998
国債	445,601
地方債	204,278
株式	256,399
その他の証券	138,029
貸出	298,689
引当	4,040,489
手形	26,797
貸付	137,182
証券	3,454,038
外国債	422,470
外国債	8,784
外国債	6,136
外国債	1,484
外国債	1,162
外国債	33,939
外国債	0
外国債	21
外国債	4,280
外国債	896
外国債	0
外国債	3,820
外国債	1,810
外国債	23,109
外国債	61,503
外国債	13,196
外国債	44,041
外国債	78
外国債	137
外国債	4,048
外国債	9,224
外国債	4,191
外国債	1,119
外国債	3,364
外国債	548
外国債	4,115
外国債	17,780
外国債	△26,040
資産の部合計	5,986,768

科 目 (負債の部)	金 額
預金	5,352,502
当座預金	324,674
普通預金	2,424,402
貯蓄預金	91,080
通定預金	39,204
その他の預金	2,388,291
譲渡性債	84,849
債券	116,179
借入金	54,724
借入金	50,731
借入金	22,116
借入金	22,116
借入金	1,230
借入金	941
借入金	288
借入金	10,000
借入金	14,861
借入金	59
借入金	185
借入金	3,356
借入金	1,509
借入金	2,934
借入金	0
借入金	4,828
借入金	137
借入金	78
借入金	193
借入金	1,578
借入金	1,540
借入金	6,218
借入金	494
借入金	702
借入金	11,897
借入金	7,344
借入金	17,780
借入金	5,668,324
純資産の部	
資本	36,839
資本	47,826
資本	47,815
資本	10
利益	173,062
利益	20,154
利益	152,908
利益	1
利益	141,700
利益	11,206
利益	△1,536
利益	256,191
利益	47,605
利益	14,536
利益	62,142
利益	110
純資産の部合計	318,444
負債及び純資産の部合計	5,986,768

連結計算書類

第242期末(平成29年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	486,263
商品有価証券	790
金銭の信託	7,007
有価証券	1,339,111
貸出金	4,024,457
外国為替	8,784
リース債権及びリース投資資産	47,869
その他資産	57,574
有形固定資産	66,104
建物	13,553
土地	46,319
リース資産	78
建設仮勘定	137
その他の有形固定資産	6,015
無形固定資産	9,355
ソフトウェア	4,310
ソフトウェア仮勘定	1,119
のれん	3,364
その他の無形固定資産	561
退職給付に係る資産	1,212
繰延税金資産	607
支払承諾見返	18,108
貸倒引当金	△28,914
資産の部合計	6,038,333

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	5,341,778
譲渡性預金	97,679
売現先勘定	54,724
債券貸借取引受入担保金	50,731
借入金	46,744
外国為替	1,230
社債	10,000
その他負債	41,953
賞与引当金	1,677
役員賞与引当金	26
退職給付に係る負債	6,670
役員退職慰労引当金	6
睡眠預金払戻損失引当金	494
偶発損失引当金	859
繰延税金負債	10,933
再評価に係る繰延税金負債	7,344
支払承諾	18,108
負債の部合計	5,690,962
(純資産の部)	
資本金	36,839
資本剰余金	48,179
利益剰余金	185,865
自己株式	△1,536
株主資本合計	269,348
その他有価証券評価差額金	48,009
土地再評価差額金	14,536
退職給付に係る調整累計額	△2,266
その他の包括利益累計額合計	60,279
新株予約権	110
非支配株主持分	17,632
純資産の部合計	347,370
負債及び純資産の部合計	6,038,333

第242期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		125,796
資金運用収益	59,885	
貸出金利	41,207	
有価証券利息配当金	18,260	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	229	
その他の受入利息	187	
役員取引等収益	16,676	
その他業務収益	39,349	
その他経常収益	9,885	
貸倒引当金戻入	3,302	
償却債権取立	16	
その他の経常収益	6,566	
経常費用		111,238
資金調達費用	4,755	
預金利息	2,203	
譲渡性預金利息	63	
コールマネー利息及び売渡手形利息	19	
売現先利	1,452	
債券貸借取引支払利息	591	
借入金利息	287	
社債利息	100	
その他の支払利息	36	
役員取引等費用	6,859	
その他業務費用	40,944	
営業経費用	56,135	
その他経常費用	2,542	
その他の経常費用	2,542	
経常利益		14,558
特別利益		10
固定資産処分益	10	
特別損失		220
固定資産処分損失	91	
減損	128	
税金等調整前当期純利益		14,348
法人税、住民税及び事業税	2,004	
法人税等調整額	1,466	
法人税等合計		3,470
当期純利益		10,877
非支配株主に帰属する当期純利益		840
親会社株主に帰属する当期純利益		10,036

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人	トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小暮和敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神野敦生 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十六銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第242期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 小暮和敏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 神野敦生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十六銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十六銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第242期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 十六銀行 監査役会

常勤監査役	佐々木 彰 憲	㊟
常勤監査役	岩 田 浩 二	㊟
社外監査役	堀 雅 博	㊟
社外監査役	河 野 英 雄	㊟

以 上

株主総会開催場所ご案内略図



交通	JR東海道本線	岐阜駅	徒歩 約10分
	名鉄名古屋本線、名鉄各務原線	名鉄岐阜駅	徒歩 約2分
		名鉄岐阜バス 各停留所	徒歩 約2~3分

場 所

〒500-8516 岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 十六銀行
本店3F会議室

TEL 058-265-2111 (代表)



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。